

# 福井市豊小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月 1日 策定

令和 4年4月 1日 改定

## 前文

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人を育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分理解できるよう指導に努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。
- (4) 本校は、いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修等の実施等）に係る項目を学校評価に位置付け、学校におけるいじめの防止等の取組の改善に努めます。

## 2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。また、けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査の結果から分かる当該児童が感じる被害性を基準にいじめと判断します。

### 3 いじめの防止等のための具体的取組

#### (1) 「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育

##### ○生活目標の設定

月ごとに具体的な目標を設定します。児童一人ひとりが、礼儀正しい生活、けじめのある生活、思いやりのある生活が送れるよう、全ての教育課程を通して全職員が協力して指導に当たります。

##### ○認め伸ばす教育

児童一人ひとりの多面的な能力を引き出し、認め、伸ばす教育を進めます。それによって、自分自身を大切にし、互いのよいところを認め合う人間力の高い児童を育てます。

##### ○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

##### ○体験活動の推進

集団活動やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、互いに認め合い助け合う心を育てます。

##### ○道徳教育の推進

道徳教育全体計画・年間指導計画・別様に基づき、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てます。

#### (2) 学校評価への位置付け

○いじめの防止等のための取組に係る項目を学校評価に位置付け、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

##### ○評価項目（例）

###### 【教職員】

- ・本校は、道徳の授業時間を確保し、心を見つめさせたり生き方について考えさせたりする指導に努めている。
- ・ネット利用や安全等、危険から身を守ることにについて、学校全体で計画的に指導している。
- ・本校は、関係機関と連絡をとったり、校内で情報を共有したりして、気になる児童に十分な支援を行っている。
- ・「居場所づくり」「絆づくり」を意識した指導を計画的に行った。

###### 【児童】

- ・自分はいじめを見たら、大人の人に知らせたり、とめたりすることができる。
- ・道徳の時間には考えを深めることができる。
- ・みのりっ子スマートルールを守っている。
- ・みんなで何かをするのは楽しい。
- ・自分には、よいところがあると思う。
- ・学校が楽しい。
- ・交通安全や不審者に気を付けて登下校している。

###### 【保護者】

- ・本校は、いじめの未然防止や早期発見・解決に努めている。
- ・お子さまは、他者に対する思いやりの心が育っている。
- ・みのりっ子スマートルールについてお子様と内容や実践状況について話し合っている。

- ・我が子は、学校生活を楽しんでおり、友人関係も良好である。
- ・学校は、子供たち一人一人を大切にし、温かく指導している。
- ・本校は、不審者への対応や交通安全など安全面について適切に指導している。

### (3) いじめの未然防止

#### ○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業の在り方について、参観授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

#### ○いじめの起きない学校・学級づくり

- ・縦割り班活動などの異年齢交流活動を行い、相手の立場に立って考えることのできる思いやりの心をもった児童を育成します。
- ・定期的にグループでエンカウンターを実施する等、「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励まし合うような「絆づくり」を進めます。
- ・道徳科の授業をはじめ、あらゆる活動の中で人権や生命の大切さについて指導し、児童が安心して過ごせるような学級づくりを進めます。

#### ○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動を活用して児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。

#### ○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

#### ○インターネットや携帯電話等に関する指導

インターネットや携帯電話等の正しい利用について、道徳科や総合的な学習の時間等の授業、「情報モラル講習会」の機会を生かし、児童（および保護者）への意識付けを行います。また、「みのりっ子のスマートルール」によって、家庭でのルールづくりの啓発も行います。

#### ○特別な配慮が必要な児童への支援

以下の児童を含め、特別な配慮が必要な児童に対する特性を踏まえた適切な支援を行う。

- ・発達障害等の障害のある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・東日本大震災で被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童

### (4) いじめの早期発見

#### ○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するように努めます。

#### ○自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェック（いじめ調査）を毎月行い、それを学級担任が確認することにより、いじめの早期発見に努めます。また教員もチェックシート（いじめ早期発見チェックシート）を毎月活用し、いじめの早期発見に努めます。

#### ○教育相談体制の充実

学級担任による定期的（年2回）な個別面談（ふれあい相談）を通して、学習や人間関係の悩み等を

聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。またスクールカウンセラーによる全員面談を実施し、学級担任と連携して、児童の悩みを早期に発見し対応することにより、人間関係の改善を図ります。

#### ○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日頃から保護者との情報交換を密にするとともに、地域住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

#### ○保護者に対するいじめ調査の実施

保護者に対してのいじめアンケート調査を学期に1回実施し、本校におけるいじめの実態のより正確な把握と早期対応に努めます。

### (5) いじめの事案対応

#### ○「いじめ対応サポート班」による対応

いじめ問題を特定の教員で抱え込まず、速やかに多くの教職員で情報を共有し、組織的な対応につなげます。「いじめ対応サポート班」による対応策の立案、実行により、被害児童を守ります。

#### ○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを速やかに行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して行為に至った背景を把握し、保護者とも連携をとりながら、適切に指導を行います。

#### ○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

### (6) いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んだ後、相当の期間（3か月を目安）を経過していること

②被害児童が心身の苦痛を受けていないことについて、本人および保護者に面談等で確認すること

### (7) いじめによる重大事態への対応

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対応を行います。

・重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告します。

・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。

・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

## 4 いじめの防止等のための組織

### (1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、

定期的（月1回）に開催します。

（構成員）校長、教頭、生徒指導主事、全学年主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等

（活動）・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成

- ・「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・学校におけるいじめ問題への取組の点検

## （2）いじめ対応サポート班

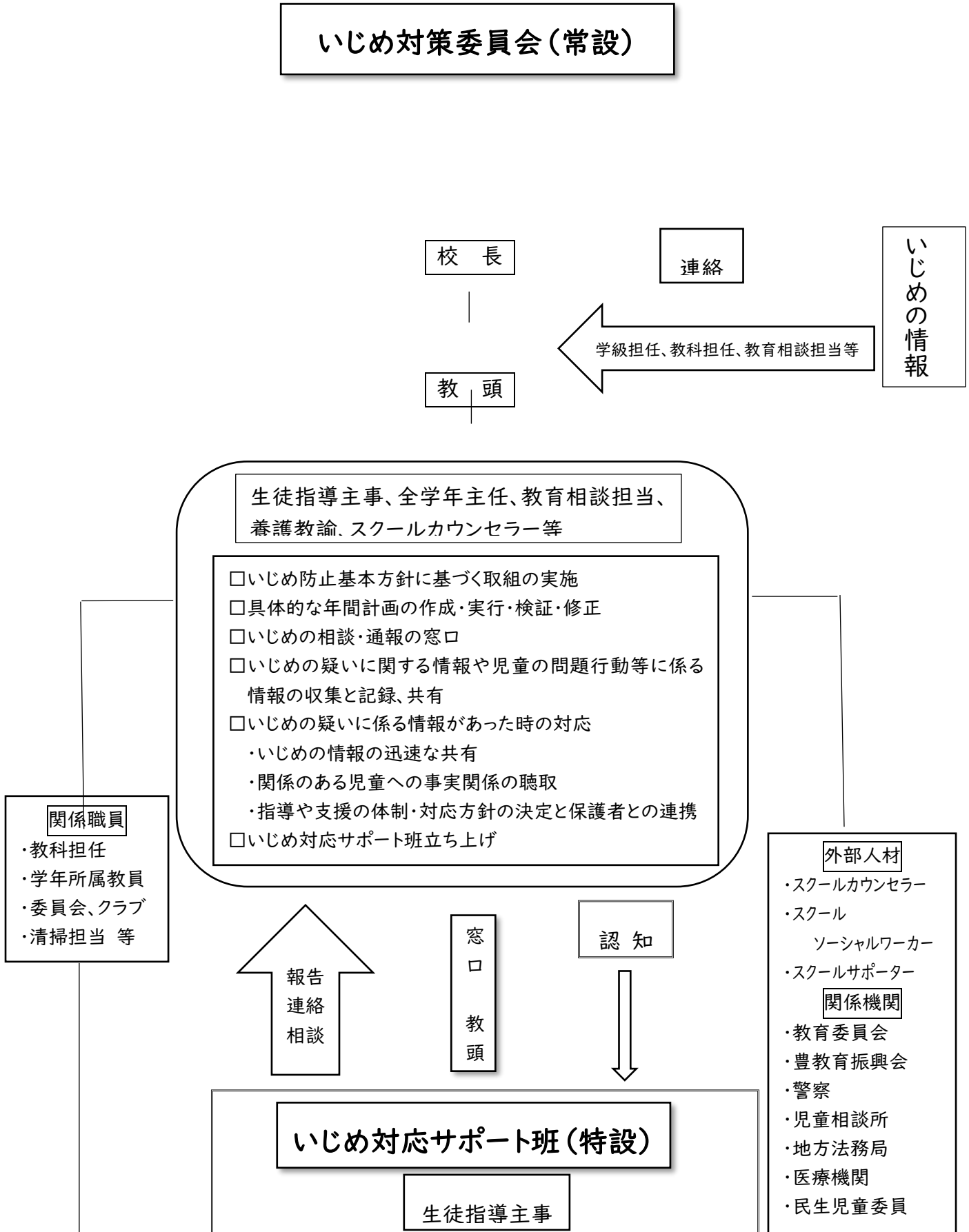
いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

（構成員）生徒指導主事、当該学年主任、担任、学年所属教員、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等

（活動）・当該いじめ事案の対応方針の決定

- ・個別面談による情報収集
- ・継続的な支援
- ・保護者や地域、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察、児童相談所等との連携

(3) 組織図



当該学年主任、担任、学年所属教員、  
教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等

- いじめ対策委員会の指導方針や指導方法を共有
- 事実確認作業
- 関係児童への対応
- 関係保護者への対応
- 関係機関との連携（必要に応じて、警察への協力要請）
- 事室内容の報告と今後の具体的な指導・支援の報告

## 5 いじめ防止対策年間行動計画

月	いじめ対策年間計画	ポイント（留意点）	学校行事
4	<input type="checkbox"/> 学校間、学年間の情報交換指導記録の引継 <input type="checkbox"/> いじめ対策に係る共通理解 【職員会議】 <input type="checkbox"/> 学級の間関係づくり・ルールづくり 【学級活動】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめの被害者、加害者の関係の確実な引継</li> <li>・ 学校がいじめの問題に本気で取り組むこと意思表示</li> <li>・ 必要に応じた個別相談の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入学式</li> <li>・ 新任式、始業式</li> <li>・ 子ども町会</li> <li>・ 1年生を迎える会</li> <li>・ 身体計測</li> <li>・ 集団下校訓練</li> <li>・ 歯科検診</li> </ul>
5	<input type="checkbox"/> ふれあい相談（個人面談）の実施 <input type="checkbox"/> 保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 <input type="checkbox"/> 保護者懇談会 <input type="checkbox"/> 小中連絡会 <input type="checkbox"/> 園小連絡会 <input type="checkbox"/> 校内研修 【児童理解】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童の班編成や学級づくりの場面での留意が特に必要</li> <li>・ 進学、進級に係る情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内科検診</li> </ul>
6	<input type="checkbox"/> いじめに関する保護者へのアンケート（1学期）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き渡し訓練</li> </ul>
7	<input type="checkbox"/> 保護者とカウンセラーとの個別面談（希望による） <input type="checkbox"/> 1学期学校評価児童アンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SC と担任の連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども町会</li> </ul>
8	<input type="checkbox"/> 教育相談に係る研修講座の積極的参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談技術の向上</li> <li>・ 保護者の対応技術の向上</li> </ul>	
9	<input type="checkbox"/> 夏休み明けの教育相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童の変化の確認</li> </ul>	
10	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">心のチェックカード(毎月)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">SCとの全員面談(5月～1月)</div>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校内体育大会</li> <li>・ 1学期終業式</li> <li>・ 2学期始業式</li> <li>・ 宿泊学習</li> <li>・ 修学旅行</li> </ul>
11	<input type="checkbox"/> ふれあい相談会（個人面談）の実施 <input type="checkbox"/> いじめに関する保護者へのアンケート（2学期）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童の人間関係への目配りや気配りが大切</li> </ul>	

12	<input type="checkbox"/> 保護者懇談会 <input type="checkbox"/> 2学期学校評価児童アンケート <input type="checkbox"/> 保護者とカウンセラーとの個別面談（希望による） <input type="checkbox"/> 人権週間（人権意識啓発活動）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SC と担任との連携</li> <li>・ 人権意識を高める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども町会</li> <li>・ 不審者対応避難訓練</li> </ul>
1	<input type="checkbox"/> 冬休み明けの教育相談の実施 <input type="checkbox"/> 園小連絡会 <input type="checkbox"/> 学校評価保護者アンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童の変化の確認</li> </ul>	
2	<input type="checkbox"/> 小中連絡会 <input type="checkbox"/> 中学校 SC による6年生面談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 進学、進級に係る不安の対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6年生を送る会</li> </ul>
3	<input type="checkbox"/> 記録の整理、進級する学年への引継情報の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめ情報の引継</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども町会</li> <li>・ 卒業式</li> <li>・ 修了式</li> </ul>